

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和2年3月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和2年3月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	岡村	昇
2番	平松	和憲
3番	伊藤	正人
4番	花井	豊彦
5番	山田	徳仁
6番	藤井	保之
7番	岡村	なつ枝
8番	大橋	光則
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木	斉
佐藤	義博
伊藤	敏則
伊藤	浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員	平松	孝浩
事務員	多賀	達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	平松	孝浩
------	----	----

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
議案第3号	農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は、ございません。
よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。
書記には、平松 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、平松 事務局長 よろしくお願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、岡村昇委員、平松和憲委員にお願い致します。
ご両名の方、よろしくお願い致します。
それでは、議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
議案第3号 農用地利用集積計画について
以上の3議案を上程致します。
只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。
まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については田3件 ■■■■■ m²、畑1件 ■■■■■ m²です。
事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■■■、地目畑、地積 ■■■■■ m²の1筆です。譲渡人は■■■■■

、譲受人は で売買による所有権移転です。

2番の所有権移転については、地目 田、地積 m^2 の1筆です。譲渡人は、譲受人は で売買による所有権移転です。

3番の所有権移転については、地目 田、地積 m^2 の1筆です。譲渡人は を、譲受人である に贈与するものです。

4番の所有権移転については、地目 田、地積 m^2 の1筆です。譲渡人は を、譲受人である に贈与するものです。

本件については、別で配布致しました「令和2年3月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1番から4番については、所有地の自作地が m^2 で貸付地が m^2 となっていますが、この貸付地につきましては、本人が役員となっている農業法人への貸付地となります。

次に3ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、1番から4番の m^2 の田での作付作物は水稻で、1番の m^2 の畑はキャベツ、2番の m^2 の田は現況が畑でキャベツとなります。

次に1番から4番の機械の所有状況ですが、 となります。

次に資料4ページの農作業に従事する者ですが、1番から3番は 年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、 の名でそれぞれ農作業経験もあり、申請地までの移動時間は1番及び2番が車で3分、3番が車で1分となります。

4番については 年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、 の名でそれぞれ農作業経験もあり、申請地までの移動時間は車で1分となります。

次の2号、3号については該当ありません。

議 長 ありがとうございました。
次に農業委員の「伊藤正人委員」のご意見をお願いします。

伊藤正人 佐藤委員と同じく、特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

 (他に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「伊藤敏則委員」お願いします。

伊藤敏則 特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。
次に農業委員の「花井豊彦委員」のご意見をお願いします。

花井豊彦 伊藤委員と同じく、特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

 (他に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「4番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「伊藤敏則委員」お願いします。

伊藤敏則 特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。
次に農業委員の「山田徳仁委員」のご意見をお願いします。

山田徳仁 伊藤委員と同じく、特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員
さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第
4条第1項第7号の規定による届出について」の「1番」につきまして、届出地の担
当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤敏則委員」お願いします。

伊藤敏則

市街化区域ですし、特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
次に農業委員の「花井豊彦委員」のご意見をお願いします。

花井豊彦

私も伊藤推進委員と同じ市街化区域ですし、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員
さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利
用集積計画について」の「1番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありま
したらご発言願います。

(他に意見等なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついて」の「1番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「1番」について許可することにします。
次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「2番」につ
きまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「2番」について許可することにします。
次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3番」につ
きまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「3番」について許可することにします。
次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「4番」につ
きまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「4番」について許可することにします。
続きまして「議案第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」
の「1番」につきまして、受理することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「1番」については、受理することにします。
続きまして、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は
挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり
可決決定致します。

議 長

これもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時30分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和2年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員